

エコアクション21

環境経営レポート

令和6年7月～令和7年6月

(令和7年度)



発効日 令和7年9月1日

有限会社 若木建設

環境経営方針

[企業理念]

当社は、解体工事、リサイクル、産業廃棄物処理業を通じて、地域住民の生活文化の向上に寄与するとともに、企業の社会的責任として環境の保全を目的とし、環境に配慮した活動に取りこむことを、企業理念とする。

[行動指針]

企業理念に基づき、当社は以下に掲げる事項について、行動指針として積極的に推進します。

1. 当社の事業活動において、環境の保全に積極的に取り組み、環境経営の継続的な改善を推進します。
2. 二酸化炭素排出量の削減、廃棄物排出量の削減、水使用量の削減、リサイクル率の向上に取り組みます。
3. グリーン調達の推進
4. 環境配慮の活動
5. 事務所周辺の清掃等社会貢献
6. 当社に関連する環境法規制は遵守いたします。
7. この方針は、全従業員に周知いたします。

2022年7月1日(改訂第3版)

有限会社 若木建設

代表取締役 若木 一心

会社の概要

1.事業者名

有限会社 若木建設
代表取締役 若木 一心

2.所在地

事務所 〒770-8001 徳島市津田海岸町1136番地2
中間処理場 〒771-4308 勝浦町大字坂本字柿平19番地1

3.設立及び資本金

設立 昭和60年11月21日
資本金 3,800万円

4.環境管理責任者及び連絡先

環境管理責任者 若木純子
担当者 若木純子
連絡先 TEL 088-663-5177
FAX 088-663-5133

5.事業の規模

売上高 114,000万円(令和7年度)
従業員数 23名
事務所面積 1,246㎡
中間処理場面積 535㎡

6.事業内容

建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、水道施設工事業、解体工事業)
産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業(中間処理)

7.許可関係

①特定建設業許可

徳島県知事(特-29)第3905号
有効期間 令和5年2月28日から令和10年2月27日まで
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業
舗装工事業、水道施設工事業
解体工事業

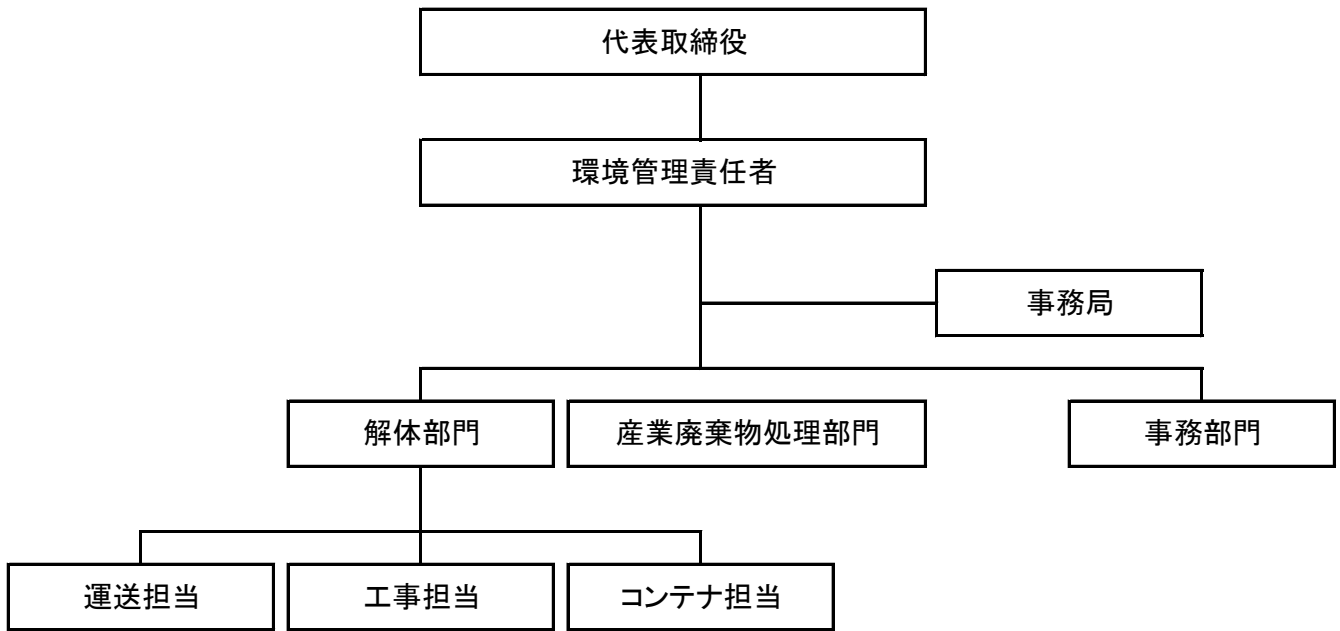
②産業廃棄物収集運搬業

徳島県知事 許可番号3600003144号
許可年月日 令和5年5月10日から令和10年5月9日
・取り扱う廃棄物の種類
(積替えなし) 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん

③産業廃棄物処分業

徳島県知事 許可番号3620003144号
許可年月日 令和5年4月28日から令和10年4月27日
・中間処理(破碎) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

実施体制



中間処理した産業廃棄物 1,589 t (令和7年度)
 令和7年度(2024年7月～2025年6月)

処理方法等	廃棄物等種類	処分方法等	処理量 t	
収集運搬	コンクリートがら		4,799.12	
	アスファルトがら		394.72	
	ガラス・陶磁器くず		35.80	
	がれき類		68.40	
	廃プラスチック		261.46	
	紙くず		52.79	
	木くず		5,871.70	
	石膏ボード		243.75	
	金属くず		1.29	
	繊維くず		0.01	
	石綿含有産業廃棄物		1.44	
	蛍光灯			
	汚泥			
収集運搬量合計			11,730	
中間処理	コンクリートがら	(破碎)	805.00	
	アスファルトがら	(破碎)	6.00	
	ガラス・陶磁器くず	(破碎)	27.05	
	がれき類	(破碎)	29.55	
	廃プラスチック	(破碎)	68.08	
	紙くず	(破碎)	0.60	
	木くず	(破碎)	626.85	
	金属くず	(破碎)	25.25	
	繊維くず	(破碎)	0.66	
	うち再資源化等	コンクリート	(破碎・選別後路盤材化)	805.00
		アスファルト	(破碎・選別後路盤材化)	6.00
		ガラス・陶磁器	(破碎・選別後路盤材化)	27.05
		がれき類	(破碎・選別後路盤材化)	0.00
		木くず	(破碎・チップ化)	626.85
		金属くず	(破碎有価物)	25.25
		再資源化等量小計		1,490.2
		中間処理合計		
	最終処分			
最終処分量合計			0.0	
中間処理後の 産業廃棄物	最終処分	がれき類	(委託)	29.55
		ガラス・陶磁器	(委託)	0.00
		紙くず	(委託)	0.60
		廃プラスチック	(委託)	68.08
		繊維くず	(委託)	0.66
		石膏ボード	(委託)	0.00
	再資源化 等	木くず	破碎	
		コンクリート	破碎	
		アスファルト	破碎	
		金属くず	破碎	
		再資源化等量小計		0.0
中間処理後処分量合計			99	

環境経営目標の実績
3年間目標(R7年~R9年度)

目標項目	令和3年度~令和4年度 実績平均値(基準)	令和7年度 (1.5%減)		令和8年度 (2.0%減)		令和9年度 (2.5%減)	
	二酸化炭素排出量の削減	706.52 t-CO2	695.92 t-CO2		692.39 t-CO2		688.86 t-CO2
二酸化炭素/売上高	9.55	9.41	1.5%削減	9.36	2.0%削減	9.31	2.5%削減
廃棄物の削減	一般廃棄物量27.3kg	一般廃棄物量27.3kg		一般廃棄物量27.3kg		一般廃棄物量27.3kg	
再生利用の向上	木くずのリサイクル率 99 %	木くずのリサイクル率 100 %		木くずのリサイクル率 100 %		木くずのリサイクル率 100 %	
水使用量の削減	水使用量 201.5m ³	水使用量 198.5		水使用量 197.5		水使用量 196.5m ³	
紙資源の削減	コピー用紙 40339枚	コピー用紙 40339枚		コピー用紙 40339枚		コピー用紙 40339枚	
地域清掃参加	年14回	年14回		年14回		年14回	
グリーン購入	事務用品(5品)	5品		5品		5品	
環境に配慮した資材の使用	県産材等、工事用看板 3品	3品		3品		3品	
最新の排ガス規制や騒音規制に適合した車両への代替	100%	100%		100%		100%	

※令和5年度からの目標値は令和3年度~4年度の実績平均値を基準値にして見直した。

※一般廃棄物、コピー用紙の削減は令和5年度から同じとする。

※化学物質については使用がないので目標に設定していません。

令和7年度目標と実績

目標項目		単位	基準値	削減又は増加率	令和7年度 (目標値)	令和7年度 (実績値)		達成率	評価
二酸化炭素排出量の削減	二酸化炭素排出量	t-CO2	706.52	1.5%削減	695.92	事務所 7.94	752.80	91%	○
	現場					760.74			
	計								
二酸化炭素排出原単位	二酸化炭素/売上高		9.55	1.5%削減	9.41	6.67		141%	◎
廃棄物の削減	一般廃棄物	kg	27.3	—	27.3	事務所	26.3	104%	○
	再生利用の向上	木くずのリサイクル率	%	99.0	100.0	現場	100.0	100%	◎
水使用量の削減	使用量	m ³	201.5	1.5%削減	198.5	事務所	265.0	75%	△
紙資源の削減	コピー用紙使用量	枚	40,339	—	40,339	事務所	32,631	124%	○
地域清掃参加	アプト事業で清掃	回	14	—	14回	事務所、現場	14回	100%	◎
グリーン購入	事務用品	品	5	—	5品	5品		100%	◎
環境に配慮した資材の使用	県産材等 工事用看板	品	3	—	3品	3品		100%	◎
最新の排ガス規制や騒音規制に適合した車両への代替	代替率	%	100%	—	100%	100%		100%	◎

四国電力の排出係数=0.454(kg-CO2/kWh 2022年度)

「評価」(評価及び次年度の取組内容)

◎は達成率100%○は80~99%△は70~79%×は70%未満とする。

- 1.二酸化炭素削減の環境経営目標は僅かに未達成、二酸化炭素排出原単位は達成できました。今後も達成できるように取り組みます。
- 2.廃棄物の削減で一般廃棄物は達成。引き続き両面コピー、ミスプリントをなくしていく。
- 3.水使用量の削減については未達成。洗車等で節水に取り組む。
- 4.地域清掃参加は、事務所前約延長200mの市道を清掃している。完全に達成できた。
- 5.グリーン商品購入はファイル等事務用品。環境に配慮した資材使用では、工事看板は県産材の看板を使用した。
- 6.平成29年度から最新の排ガス規制や騒音規制に適合した建設機械の使用しています。100%達成。

環境目標	具体的項目	責任者	スケジュール												達成状況/是正策 (責任者)				評価/指示 (環境管理者)	
			7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	9月	12月	3月	6月	遵守評価月 6月	
二酸化炭素排出量の削減 1. 使用電力量の削減 2. 燃料使用量の削減	・節電マークを貼り不要時の室内消灯 ・エアコンの温度設定(冷28℃以上、暖房22℃以下) ・フィルターの定期清掃	事務部門長	→												◎	○	◎	◎	事務部門の節電と消灯は、ほぼ出来ている。 エアコンフィルターの掃除も定期的 に実施している。 不必要時の消灯を徹底すること アイドリングストップは概ね実施でき ている。継続して実施するこ と。 重機から離れる時は エンジン停止の徹底はできた。 キーも忘れず抜き取ること。	
	・アイドリングストップの励行 (急ブレーキ、急発進の防止、法定 速度の遵守、空ぶかしの禁止)	産業廃棄物 処理部門長	→												○	○	○	○		
	・重機から離れる場合の エンジン停止の励行	解体部門長	→												◎	○	◎	◎		
廃棄物の削減 再 生利用の向上	・事務所内のゴミの分別 箱設置 (缶、ビン ペットボトル、可燃ごみ 不燃ごみ)	事務部門長	→												◎	◎	◎	◎	分別できている。 分別ボックスを使用している。 分別の徹底を継続すること。 現場で分別の周知徹底 木くずの分別を徹底しがれき類 プラスチック類の分別をより一層 実施する。 リサイクル出来るものは再資源化 を徹底する。	
	・木くず、根株の分別により リサイクル率を向上させる。 ・解体現場での分別の 徹底でリサイクル率の向上 を図る。	解体部門長	→												◎	○	◎	○		

水使用量の削減	・事務所の蛇口に節水マークを貼り付け、水を流し放しにしない。	事務部門長	→	→	→	→	○	△	△	○	洗車時の節水を徹底すること。水を使わない時は必ず蛇口を閉めておくことを漏水していないかチェックする。
紙資源の削減	・コピー用紙の両面使用	事務部門長	→	→	→	→	○	○	○	○	コピー用紙の両面使用を徹底する。ミスコピーをなくす事を徹底する。
地域清掃参加	・地域の清掃奉仕 (事務所 1回/月以上) (現場 2回/年以上)	社長	→	→	→	→	◎	◎	◎	◎	実地できた。事務所前延長200mで実地。
グリーン購入	・事務用品から購入	事務部門長	→	→	→	→	◎	◎	◎	◎	ファイル、ボールペン、消しゴム等の事務用品、コピー用紙をアスクルで購入。
環境配慮の活動	・県産材を購入する。 (工事看板)	事務部門長	→	→	→	→	◎	◎	◎	◎	県産材使用看板購入。型枠材等3品購入。
最新の排ガス規制や騒音規制に適合した建設機械の使用	・排ガス規制や騒音規制に適した重機購入	事務部門長	→	→	→	→	◎	◎	◎	◎	重機購入とリース時に適合した重機を使用。

注:達成状況

◎ 充分できている

○ ほぼできている

△ 未だ不十分である

× できていない

環境目標	具体的項目	責任者	スケジュール												達成状況/是正策				評価/指示	
															(責任者)				(環境管理者)	
			7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	9月	12月	3月	6月	遵守評価月 6月	
二酸化炭素排出量の削減 1. 使用電力量の削減 2. 燃料使用量の削減	・節電マークを貼り不要時の室内消灯 ・エアコンの温度設定(冷28℃以上、暖房22℃以下) ・フィルターの定期清掃	事務部門長	→																	
	・アイドリングストップの励行(急ブレーキ、急発進の防止、法定速度の遵守、空ぶかしの禁止) ・重機から離れる場合のエンジン停止の励行 ・過積載禁止	産業廃棄物処理部門長	→																	
		解体部門長	→																	
廃棄物の削減 再生利用の向上	・事務所内のゴミの分別箱設置(缶、ビン、ペットボトル、可燃ごみ、不燃ごみ)	事務部門長	→																	
	・木くず、根株の分別によりリサイクル率を向上させる。 ・解体現場での分別の徹底でリサイクル率の向上を図る。	解体部門長	→																	

環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟の有無

法規制等	規制事項	遵守確認
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物運搬車両表示と運搬内容記載書面の携帯義務 ・廃棄物の飛散、流出防止 ・マニフェストの交付状況の知事の報告(毎年6月30日まで) ・多量排出事業者の産業廃棄物処理計画届(毎年6月30日まで) 	遵守
大気汚染防止法	<ul style="list-style-type: none"> ・破砕機 一般粉じん発生防止措置 散水設備による散水 ・石綿除去工事 ・特別粉じん排出等作業実施届書 ・飛散防止方法等作業計画 ・掲示板の設置 ・事前調査及び分析調査、事前調査結果を労働基準監督署に報告する 	遵守
建設リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ・分別解体、再資源化の促進 	遵守
騒音規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定建設作業の実地の届け出 着工7日前までに知事(市町村)に届出、作業敷地境界85db以下(ただし作業時間、期間の規定あり) 	遵守
振動規制法	<ul style="list-style-type: none"> 着工7日前までに知事(市町村)に届出、作業敷地境界75db以下 	遵守
フロン排出抑制法	<ul style="list-style-type: none"> ・委任確認書、引取証明書の受理と写しの保管(3年間) ・業務用エアコン、建設機械エアコンは3ヶ月に1回フロン漏洩簡易点検の実施と点検表の保管 	遵守
浄化槽法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年1回、水質検査、毎年3回、保守点検、清掃を実施(浄化槽管理士) 	遵守
徳島県生活環境保全条例	騒音・振動規正法の遵守	遵守
徳島市環境基本条例	資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量	遵守

環境関連法規等の遵守状況を確認し建て結果、環境関連法規等の違反はありません。
関係当局よりの違反等の指摘は過去3年間ありません。

代表者による全体の評価と見直し・指示

(2024.7～2025.6)

代表取締役 若木 一心

見直し日	令和7年9月1日			
見直しの為の情報	<input checked="" type="checkbox"/> 環境経営目標の達成状況 <input checked="" type="checkbox"/> 環境経営計画の実施状況 <input checked="" type="checkbox"/> 環境関連法規等の遵守状況 <input checked="" type="checkbox"/> コミュニケーション記録 <input checked="" type="checkbox"/> 環境教育・訓練結果 <input checked="" type="checkbox"/> 是正・予防措置結果 <input checked="" type="checkbox"/> 前回の指示事項 <input type="checkbox"/> その他 ()			
番号	見直し事項	実施状況	変更の必要性 (有の場合は変更内容を記入)	代表者の変更指示内容
①	環境経営方針	方針は事務所及び休憩室に掲示し 引き続き朝礼等で全員に周知した。 方針は周知徹底できている。	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	環境経営方針は安全教育等で周知する。
②	環境目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化炭素の排出量削減は僅かに未達成、原単位は達成できた。 ・ 廃棄物の削減、木くずのリサイクル率は達成できた。 ・ 水使用量は未達成。節水に努める ・ 紙資源の削減は達成。 ・ コピーの裏面使用を徹底していく。 ・ 環境に配慮した資材の使用、最新の排ガス規制や騒音規制に適合した車両への代替えは達成 	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	今年度は水使用量以外の全ての項目で、 目標は概ね達成できている。 引き続き取り組みを継続して行くこと。
③	環境経営計画 実施体制 環境経営 システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境活動の周知と環境教育をさらに実施する。 ・ 事業に大きな変動はないので、現状の体制で実施する。 	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続して取り組みをすること。 ・ 現状の体制で実施できる。 ・ 各自の役割を再認識させること。